



情報(第 173 号)



令和 5 年 11 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

賞与と社会保険料



今年もあと1か月を残すのみとなりました。賞与（ボーナス）支給の月となりますので、賞与と社会保険料について解説をします。

1 可処分所得

最初に、昨今、にわかに語られることが多くなった可処分所得について触れておきましょう。

家計の収入のうち、税金・社会保険料等の支払いを差し引いた、「手取額の部分」を可処分所得と呼びます。消費など、自由に使えるお金にあたります。

日本における家計の可処分所得は、全体として伸び悩んでいて、平成12年と令和3年時点を比べると横ばいといい、この傾向は現在も継続しているのでしょうか。賃金が伸び悩み、社会保険料負担が大きいことの両面の理由があり、可処分所得を増やすことが政治的な課題として叫ばれるようになりました。

2 報酬・賞与の定義

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てで、賞与に該当するものを除いたものを、「報酬」といい、この報酬月額から標準報酬月額を決定します。

次に、「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいい、賞与額から標準賞与額を決定します。

単純にいうと、労働者が労働の対償として受けるもので、恒常的に支給されるものは報酬、3月を超える期間ごとに受けるものは賞与となるわけです。

3 標準報酬に対する保険料

標準報酬月額及び標準賞与額に対して、保険料率を乗じて納付すべき保険料額が算出されます。

保険料率（後記表）は、ざっと300/1000ですから、仮に支給する賞与額が1,000万円、100万円ならば保険料額の合計額（事業主・労働者折半の合計額）は、それぞれ3,000,000円、300,000円となります。

事業主の立場から考察すると、保険料の半額を事業主が負担することになるため、賞与を1,000万円支給するならば1,300万円の資金が必要となります。賞与の財源をすべて労働者へ配分してしまうと、保険料を納付することができなくなるため、注意が必要です。

労働者の立場からは、賞与が100万円といっても、手取額は850,000円となるわけで、どちらにも大きな影響があります。

【社会保険料率 山口県】

健康保険	介護保険※	厚生年金保険	子ども子育て拠出金	合計
99.6/1000	18.2/1000	183/1000	3.6/1000	304.4/1000

※ 40 歳以上 65 歳未満の者

4 保険料源泉控除と納付

被保険者が受けた賞与額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、「標準賞与額」を決定されます。そして、前項の保険料率によって賞与から保険料額を源泉控除します。標準報酬月額に対する保険料は、前月分の保険料を当月の賃金から源泉控除するとの規則がある一方、標準賞与額に係る保険料は当該賞与から控除することができます。

日本年金機構における保険料額の決定は、資格取得時、算定基礎届時等において、各被保険者の標準報酬月額を把握していますので、それによって保険料額を算出します。他方で、賞与額は、その都度、事業主から届出をしていただくことで、標準報酬賞与額を決定することができ、毎月の標準報酬月額による保険料額にこれを合算することで納入告知（請求）を行ってきます。

毎月、送付されてくる納入告知額通知書には、その内訳が書いてはありませんから、事業所の賃金計算において労働者ごとの標準報酬月額に対する保険料額（前月分）の合算額を 2 倍し、標準賞与額に対する保険料額を 2 倍した総合計額が納入告知額と合致しなければなりません。

5 傷病手当金と出産手当金の受給額

業務外の事由による病気等のため労務不能で、傷病手当金を受給できるときの 1 日当たりの金額は、支給開始日以前の継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額を平均した額から算出されます（1 か月当たり受給額は前記平均額の 2/3）。

被保険者が出産のため会社を休み、出産手当金が受給できるときの 1 日当たりの金額も傷病手当金と同一の考え方です。

つまり、標準賞与額は関係がなく、傷病手当金・出産手当金は、通常受け取りする賃金額に対する生活保障となっています。

6 標準報酬月額と標準賞与額から生じる差

仮に、A 事業所では、月収 50 万円のみ、B 事業所では、月収 40 万円、賞与 60 万円が 2 回、双方とも年収が 600 万円であるときに以下のような差が生じます。基本的に年間保険料額は同一です（健康保険料のみの試算）。

しかし、年間保険料額は同一でも給付額に差が出ます。

【保険料額 健康保険のみ】

事業所	月額保証料	賞与保険料	年間保険料
A	$500 \times 99.6 \times 12 = 597,600$ 円	—	597,600 円
B	$410 \times 99.6 \times 12 = 490,032$	$600 \times 99.6 \times 2 = 119,520$	609,552 円

傷病手当金

事業所	受給金額（1 か月当たり、賃金の一部支給がない）
A	$500,000 \times 2/3 = 333,333$ 円
B	$410,000 \times 2/3 = 273,333$ 円